

共同研究

「検証・都市伝説」(4)

„Urban Legend-Check IV“

弁護士法研究会
(代表 森 勇)*

弁護士：職に就くころには年を取りすぎ？

——データに基づいた「現代神話のチェック：
現実感覚をあらためられたい」——

Rechtsanwalt-zu alt bei Berufseinstieg?

——Der Fakten-Check zu einer modernen Legende:

Korrigieren Sie Ihre Wahrnehmung der Wirklichkeit——

マティアス・キリアン**
訳 春日川 路子***

ソルダン研究所は、この「都市伝説」チェックにおいていくつかの弁護士職の都市伝説を調査してきたが、本号では白髪交じりの新規参加者の姿を調査する——職業参加に関して言えば国際的に比較し競争させると、ドイツの弁護士は年を取りすぎているという嘆きが広く流布され、人々がそう思っているのであれば、いずれにせよ多くの若手弁護士の状態には相違ない。本論文は、ドイツの若手弁護士は職業参加の際に概して信じられて

* 所員・中央大学法科大学院教授

** ケルン大学教授・ソルダン研究所代表

Matthias KILLIAN

Prof. Dr., Universität zu Köln, Direktor des Soldan Instituts

*** 嘱託研究所員・香川大学准教授

いるよりも若いということ、および、この議論は大抵の場合、許容できない水と油の比較のような、全く異なるもの同士の比較によって形成されるということを説明する。先の3つの「都市伝説」チェックについては、5月号、6月号および7月号を参照していただきたい（「弁護士はできの悪い法曹である」AnwBl 2015, 398, 「しかたなく弁護士になる？」AnwBl 2015, 478, 「タクシードライバー弁護士」AnwBl 2015, 563）。

I はじめに

法律家教育の改革に関する議論を長引かせるのは、修了者が初めて労働市場に到達する年齢である。すでに1970年代初頭の改革の議論においては、法務委員会の文書による報告の一文目に、「1965年に試補見習修習が短縮されたにもかかわらず、ドイツ連邦共和国における法律家教育は、諸外国との比較においても時間がかかりすぎる¹⁾」との文言があった。実に完全法律家の職に就いた約80%の修了生が、第二次国家試験の後で弁護士になるが、これほどに明確に示される不安をよりどころとして、不可避的にとりわけ職業参入時の弁護士の年齢が問題となる。そのような事情から、繰り返された法律家教育の改革²⁾における関心事は裁判官資格取得教育の期間の短縮³⁾であった——もちろんこの改革は、年を取りすぎている職業参入者についての嘆きを今日まで黙らせるものではなかった⁴⁾。した

1) BT DruckS. 6/2269 S. 1.

2) これについては、Kilian, *Juristenausbildung: Die Ausbildung künftiger Volljuristen in Universität und Referendariat*, 2015, S. 29ff.

3) 法律家教育の短縮は、第一に実務修習の段階で現実のものとなった、そこでは、3年半から2年半へ、かつ最終的には2年へと短縮された。1990年代の初めに州レベルで行われた改革は、付加的に大学での学習の枠内においても開始し、かつ、遅滞のない教育は、いわゆる第一次国家試験での「試し打ち」の許可を通してインセンティブを与えた、全体については、Kilian, a.a.O. (Fn. 2), S. 32以下。

4) 2011年にZEIT誌において再現された新聞論評は、高まる議論を証明した

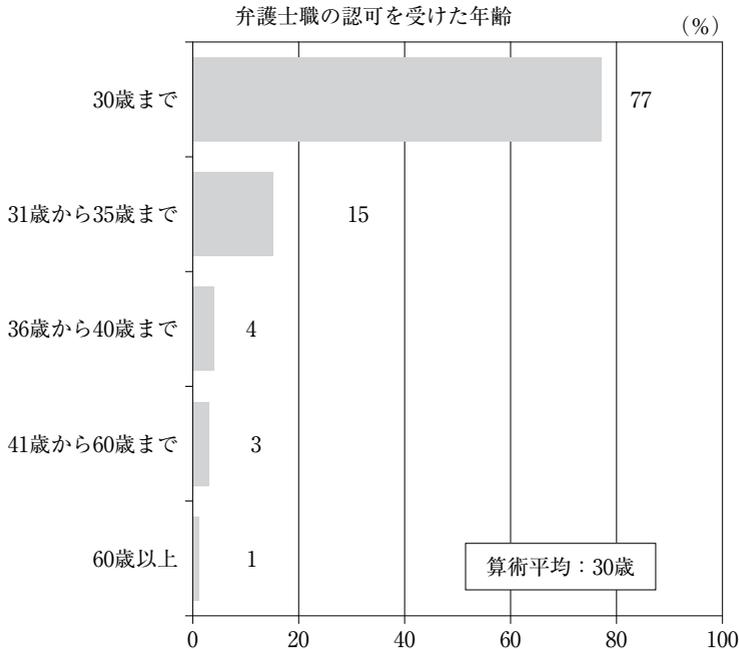
がってこの論文では、この嘆きは経験的に根拠づけられないものなので、これは正当に主張されるものなのか否か、または、理由のないものなのか否かを調査する。論文は、2014年に公表されたソルダン研究所の若手弁護士についての研究の枠内で収集された⁵⁾資料に依拠するものである。その研究において、2004年から2010年までに弁護士認可を受けた3500人の弁護士が、特にその弁護士職への参入について質問を受けた⁶⁾。

II 職業参入時の弁護士の年齢

2004年から2010年までに、ドイツの弁護士が初めて弁護士職の認可を申請した時点の平均年齢は、30歳であった⁷⁾。その際女性弁護士は、認可の時点で平均して男性弁護士よりも1歳若かった(29歳から30歳)。これによって一見して以下のことが確認されたように見える、ドイツの弁護士は職業参入の時に確かに年を取っている、彼らのうちの間は、もうすでに30代に達しているのだからと。確かに、年齢ごとに区別された新たな認可

(o. Veef, Bin ich schon zu alt?, ZEIT Campus 2/2011)。Kilian による再掲は, a.a.O. (Fn. 2), S. 104以下。

- 5) Kilian, Die junge Anwaltschaft: Ausbildung, Berufseinstieg, Berufskarrieren, 2014.
- 6) 研究手法については, Kilian, a.a.O. (Fn. 5), S. 22以下。
- 7) 職業参入時に年齢の高い弁護士は, それに加えてより頻繁により小さな共同事務所 (Sozietäten) で働くようになる。最大4人までの弁護士が働いている大きさの事務所に仲間入りした弁護士の12%が35歳以上である, それに対して10人以上の弁護士を擁するより大きな共同事務所に仲間入りした弁護士の2%が, 35歳以上である (ならびに, 5人から9人の弁護士の, 中規模の共同事務所に仲間入りした弁護士については5%)。変則的な職業キャリアを有している, 教育歴に間隙がある弁護士はそれに起因して, 一望んでいようがないなかろうが一, 明らかにその規模に基づいて, しばしば定型化されたリクルート政策, および, 強固に職業の担い手の年齢によって形成されるヒエラルキー段階を有している職業実践共同体において, 彼らの道をめったに見出さない。詳細は, Kilian, a.a.O. (Fn. 5), S. 141.



出典 Kilian, Die junge Anwaltschaft: Ausbildung, Berufseinstieg, Berufskarrieren, 2014, S. 138

の表面的な観察だけでもう、この姿は相対化される。質問を受けた弁護士の大多数（77％）は、認可の際いまだ30歳以下であった。（弁護士のうちの）15％は、31歳から35歳の間であった。このほか、36歳から40歳の間ないしは41歳から60歳の間は、それぞれ4％と3％だった。質問を受けた弁護士のうち1％は、弁護士として初めての認可の時点で、60歳をすでに超えていた⁸⁾。

8) 確かに、この年齢グループの実際の値が（いくらか）より高いという可能性はある、というのも、問い合わせは質問の流れのなかで、より年齢の高い弁護士たちは研究のターゲットグループに属しているとはみなされないことを裏付けるからである（この予期された問題の回避に向けて、添え状および調査用紙には、原則として「若い弁護士」という言葉は用いられなかったのではある

議論は長きにわたってなされてきたが、その歩みのなかで、ドイツの法律家は職業参入時に国際的に比較すると高齢すぎることに関して、初めての認可の際に40歳を超えていて、弁護士認可の以前に他に主たる職業に就いていた弁護士、もしくは、単に弁護士認可の以前に他に主たる職業に就いていた弁護士⁹⁾、さらに、伝統的な職業参入者ではない弁護士を除外すると、評価が変化する。職業参入者として残された小グループに属する男性弁護士は、職業参入時には平均して28.6歳、女性弁護士は28.0歳であった。G9モデル(翻訳者注:ギムナジウムの第9学年終了後に大学入学資格試験を受験するモデル)の学校教育および最短教育年限たる7年(4年の通常大学教育時間, 2年の司法修習, 1年の試験段階, 場合によっては修習生の地位を得るための付加的な待機期間もある)からすれば、この評価は期待通りであろう。

数年以内に実際すでに教育の段階にある認可年代によって、兵役や兵役代替社会奉仕勤務、ならびに、G8モデル(翻訳者注:ギムナジウムの第8学年終了後に大学入学資格試験を受験するモデル)による大学入学資格試験が強力に効果を現したらすぐに、職業参入者の平均年齢は、将来を見通すとさらに低下するだろう。前述の報告されたデータは、1990年代後半、ないしは、いわゆる「ゼロ年台」の前半(2000年から2004年まで)に教育が始まっていた弁護士たちへの質問に基づいている。この時には、男性の卒業資格者はいまだに10か月から12か月の兵役、または、11か月から13か月の兵役代替社会奉仕勤務をやり遂げる必要があった。それに加えて男性と同様に、女性も当時は13年の学校教育の後に大学入学資格試験を受けていた。したがって、裁判官資格取得教育の修了生の後に続く年代においては、平均的な男性と女性の職業参入時の年齢は、兵役義務の廃止およ

が)。

- 9) 40歳を過ぎてから初めて認可を受けた弁護士については、研究の枠内でこの点では実情に即して想定された、すなわち、弁護士たちは直接大学教育および試補見習いから弁護士の職業に移行したのではなく、弁護士ではない活動を長期間経たのちに、弁護士の職業に専念したということである。

び2011年にギムナジウムの上級学年が短縮されたこと¹⁰⁾を考慮すると接近することになり、全体としても短縮することだろう。それは、より深い研究なしには裏付けることはできないが、このように獲得された時間的な自由行動の余地が、大学入学前または大学卒業後にギャップイヤーのような活動や職業に向けられた実習（インターン）に費やされない限りは¹¹⁾、おおよそ27歳前後にかかるだろう。

必然的にとまでは言えないが、おおよそ不可避免的に、弁護士職の認可の前に付加的な能力を獲得した弁護士は、そのような付加的な能力の獲得を職業参入前にはあきらめた弁護士より年を取っている。例としては博士号またはLL.M.のような、付加的な能力をもつ弁護士の平均的な認可を受けける年齢は、そのような付加的な能力を持たない弁護士よりわりあい厳密に1歳高くなる。市場においては労働者に付加的な能力が強く求められるので、引き続き職業参入時により年齢の高いものは非難のきっかけになることはまずないだろう。

III 今後の展望

前の前の修了世代への質問から得られた成果によれば、第二次国家試験の修了生は現在平均して27歳から28歳の間にあってよいだろうが、それは本当に国際的に比較して「年を取りすぎている」のだろうか？ こ

10) 西ドイツの主要都市においては、最初のG8卒業が2011年から2013年の間に
行われた。それ以前には、ザクセン、ザクセン-アンハルト、メクレンブルク-
フォアポンメルン、ハンブルクおよびザールラントにおいてのみG8卒業が行
われていた。ラインラント-プファルツおよびシュレスヴィヒ-ホルシュタイン
においては、最初のG8卒業は2016年に行われた。

11) この見積りに際して、大学の教育段階の平均的な期間は、2003年の法律家教
育改革による大学の重点領域調査の導入の間に、最終的に再び容易に増加する
ということが考慮される。1990年代の終わりの平均的な大学での学習期間は、
10年後と比較しておおよそ半セメスター（= 3か月）短かった、詳細はKilian,
a.a.O. (Fn. 2), S. 107以下。

のように定立された疑問は、思慮分別のある事実の評価によって否定されるということだ。諸外国の実情をよりよいと憶測してそれを参照することは、とくくなされがちである。だが、これはしばしば外国の教育課程についての誤りに満ちた理解により形成される。法曹一元化の理念が有名ではないという事実に基づいて、ドイツの境界の向こう側には、試補見習期間に相当する一般的な実務修習ではなく、専門的教育¹²⁾が存在する。大学教育後の職業固有の教育の枠内で、大学教育修了生はいまだ学んでいるものとしてすでに職業上の地位を獲得するが、そのような職業上の地位は、比較可能な形においてドイツでは試補試験を経て初めて獲得する。彼らは、いまだ制限された職業上の権限および——またはジュニア弁護士の地位を持つ場合も少なくはないが、多くの場合すでに認可を受けた弁護士である。ドイツの修了者はそのような比較において悪い成績をとるのは必然である、なぜなら、外国の同僚がすでに大学後の教育課程の開始によって職業従事者となるのに対して¹³⁾、ドイツの修了生は職業実習による教育の終わりになって初めて、職業に参入するのだから。

ここから、事に即した外国との比較は、正当には、大学教育後の職業実務的な資格段階が始まる時点——または外国の弁護士が初めて「完全に等価値の」職業的地位の構成員とみなされうる時点でなすべきであった。ドイツにおいて常に注視されているイングランドおよびウェールズにおいて、弁護士職の進行が問題となる場合には、大学での教育を締めくくるリーガルプラクティスコースの終了やトレイニーソリスターとしての活動の終了の時点で、ソリスターは統計的な平均で29.7歳である——よって、初めて認可を受ける時点ではなんらドイツの弁護士より若いわけではない。ドイツにおいて弁護士は、将来的に大学教育後の教育課程の始まりの時点で今のところ24歳から25歳の間にあるということ¹⁴⁾、および、民主的に条件づけられて継続的に増大する生活活動時間、今日において職業に加入し

12) Kilian, Modelle der Juristenausbildung in Europa, 2010, S. 150ff.

13) Kilian, a.a.O. (Fn. 12), S. 158.

14) Law Society, Preparing Students for the Solicitors' Profession, 2014, S. 88.

ている弁護士には少なくとも40年がもたらされることとの根拠から、さらにいまだにより早期の弁護士の職業参入についての議論が将来必要か否か、それには十分に疑いを持つ余地があると言える。いずれにせよまずもって、可能性としてありうる使用者が実際に主として、非常に若い完全法律家の採用に関心があるのか否かが明らかにされるだろう。それに関する知見は存在しなかったのであり、風刺的な小話の域を出るものではない¹⁵⁾。

15) 先に引用した ZEIT Campus（注4）のなかの記事において、このテーマはもちろん学問的な基礎に基づいたものではないが、該当しないとして否定されている。